

広島県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十三年三月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道千代田八千代線	山県郡北広島町南方青木ヶ原山六一七三番一地从先から山県郡北広島町南方青木ヶ原山六一七三番一地从先まで	平成二十三年三月十七日